

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 8 月 30 日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月8日

大磯町長 池田 東一郎

(理由)

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 損害賠償額 34,716 円
- 賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 事故の概要 大磯小学校敷地内にある防災備蓄倉庫周辺に雑草が生えており、校務整備員が草刈機で除草作業を行っていたところ、大磯小学校に物品搬入に伴い来校した被害者が、大磯小学校正門玄関付近に駐車するために運転する自家用車を切り返し、バックで進入を始めた。
その際、校務整備員は車両に背を向け作業を行っており、事故発生時は草刈機の機械音も伴っていたことから車両の接近に気づかず、草刈機で跳ねた地面の石が車両左のフロントベンチガラスを損壊させた。
- 対応の経過 令和5年7月19日 事故発生
令和5年8月8日 示談締結